

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 29.5.19 第 193 回国会第 18 号

5 月 19 日（金）、第 18 回の委員会が開かれました。

- 1 ①組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 64 号）  
②組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（階猛君外 2 名提出、衆法第 17 号）
- ・両案及び①に対する修正案について、金田法務大臣、盛山法務副大臣、岸外務副大臣、井野法務大臣政務官及び政府参考人並びに提出者逢坂誠二君（民進）、修正案提出者平口洋君（自民）、國重徹君（公明）及び松浪健太君（維新）に対し質疑を行いました。
  - ・委員外議員（丸山穂高君（維新））の発言について協議決定しました。
  - ・①について、土屋正忠君（自民）から質疑終局の動議が提出され、採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成—自民、公明、維新）
  - ・①に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成—自民、公明、維新）
  - ・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、公明、維新）
  - ・①に対し平口洋君外 2 名（自民、公明、維新）から提出された附帯決議案について、國重徹君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成—自民、公明、維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

## 土屋正忠君（自民）

- ・法務大臣の答弁すべき範囲と政府参考人の答弁の範囲について、基本的な姿勢を法務大臣に伺いたい。
- ・閣法について、これまでの議論の中で様々な懸念が示されたことを踏まえて修正案が提出されたが、修正協議の経過及び修正案の全体像について、修正案提出者に伺いたい。
- ・テロから国民の生命及び財産を守ることは法務大臣の使命であると考えているが、テロの未然防止に向けた法務大臣の決意を伺いたい。

## 吉田宣弘君（公明）

- ・平成 18 年に民主党は共謀罪についての修正案を提出しているが、これは国際組織犯罪防止条約を担保するためのもではなかったのか、衆法提出者に伺いたい。
- ・第 6 条の 2 第 4 項に関する修正の趣旨について修正案提出者に伺いたい。
- ・組織的な犯罪集団によるテロ等の組織犯罪の計画が発覚しているのに予備行為が行われるまで手をこまねいている

ことを国民が望むはずがなく、テロ等準備罪を創設することがテロの未然防止という国民の願いに応えることになるが、組織的な犯罪集団によるテロ等の未然防止に対する法務大臣の決意を伺いたい。

## 山尾志桜里君（民進）

- ・テロ組織が水道水に毒物を混入することを計画し、実際に毒物を準備した場合、現行法において処罰は可能か、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ネット上のコミュニケーションが監視網にさらされるのではないかとこのこれまでの議論の中で、重大犯罪遂行の共謀や計画の証拠化をするに当たり、メールやラインの通信の内容は証拠とされ得るという話があったが、これらの通信の内容を収集しても、国民の人権侵害にならないのはなぜか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・捜査はテロ等準備罪の嫌疑があった場合に行うから、一般の方々や正当な活動を行っている団体を監視することはないとのことであるが、嫌疑があるとの捜査機関の判断が正しいのかどうかをどのように判断するのか、伺いたい。

## 階 猛君（民進）

- ・米国のオーバーアクトを念頭に置いた国際組織犯罪防止条約第5条1(a)(i)の中の「合意の内容を推進するための行為」について、予備行為とすることは同条の趣旨に反するおそれが高いとする理由を外務副大臣に伺いたい。
- ・平成23年に当時の平岡法務大臣の下で、新たに共謀罪を設けることなく国際組織犯罪防止条約を批准するための検討が行われたが、その検討の結果を伺いたい。
- ・予備行為より危険性が低い実行準備行為を罰するテロ等準備罪の方が予備罪より法定刑が重いのは矛盾していると思うが、その理由を法務大臣に伺いたい。

## 枝野幸男君（民進）

- ・組織的犯罪集団の構成員でなくとも、対象犯罪を実行するための組織の一員は、計画の主体になると解するのか、法務省に伺いたい。
- ・一般の株式会社の取締役会が詐欺を企て、上司の指示に基づき従業員がした行為につき、テロ等準備罪が成立するかどうかは、会社が組織的犯罪集団になったことを当該従業員が認識していたかどうかによって判断が分かれるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・組織的な威力業務妨害罪については、何が威力に当たるのかは実際の態様で判断するしかなく、未必の故意で共謀罪として処罰できることとするのは危険であると考え、法務省の見解を伺いたい。

## 逢坂誠二君（民進）

- ・一般人はテロ等準備罪の捜査又は嫌疑の有無の捜査の対象にならない、あるいは嫌疑の有無の検討段階において被告発者となった場合でも調査・検討の対象にもならないということを、改めて法務大臣に確認したい。
- ・一般人がテロ等準備罪の捜査・調査・検討の対象とならないことが法令上明らかになっているのか、法務大臣に伺いたい。
- ・警察法第2条により警察の責務とされる公共の安全と秩序の維持の観点から行う情報収集活動の対象は法令上限定されているのか、また、情報収集活動の対象に一般人が含まれるのかどうか、警察庁に伺いたい。

## 井出庸生君（民進）

- ・組織的犯罪集団に当たるか否かについては、犯罪行為に参加した者らを共犯者として括った上で、共犯者を捜査して該当性が判断されることになると思うので、テロ等準備罪の主体となる組織的犯罪集団は実際には特定の集

団には限定されないことになると考えるが、法務省の見解を伺いたい。

- ・テロ等準備罪の計画に参加した者が計画から離脱したと認められるためには、他の計画者の承諾が必要であるとの政府答弁があったが、計画者全ての者の承諾が必要になるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・テロ等準備罪の計画に参加したが実行準備行為を行わない者は、他の計画者が実行準備行為を行ったことの認識がないこともあり、離脱の条件を満たす前にテロ等準備罪が成立していることが考えられるが、実行準備行為後では計画からの離脱は認められないのか、法務省の見解を伺いたい。

## 上西小百合君（無）

- ・本日、本法案の採決をすれば、法務大臣は悪い意味で歴史に名を残すことになると思うが、法務大臣の気持ちを伺いたい。

## 藤野保史君（共産）

- ・警察庁の情報がインターネット上に流出した事案では、イスラム教徒に対する大規模な身元調査を行っていたようであるが、こうした情報収集は現在も行っているのか。
- ・警察によるプライバシーの侵害やえん罪などが発覚し、裁判で違法捜査であると認定されても謝罪、反省をしない状況では、共謀罪が成立した場合、更なる人権侵害が繰り返されるのではないかと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・実行準備行為に該当するか否かについては、計画に基づく行為であるか否かで判断するとの法務大臣の答弁を踏まえると、実行準備行為が行われる前に、計画の内容を把握する必要があるのではないかと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

## 丸山穂高君（維新）

- ・民進党は、国内担保法の整備をしなくとも国際組織犯罪防止条約を締結できると主張しているにもかかわらず、民主党政権時代に条約を締結しなかった理由について、衆法提出者の見解を伺いたい。
- ・修正案により、親告罪に係るテロ等準備罪を親告罪とする旨を明記することとした趣旨及びその効果並びにテロ等準備罪における取調べの可視化及びGPSを利用した捜査の在り方に関する検討条項を追加することとした趣旨について、修正案提出者の見解を伺いたい。
- ・本法案が施行された後の執行の在り方に対する国民の不安の声にどのように応えていくのか、法務大臣の見解を伺いたい。